

公共的産業廃棄物処理施設整備資金貸付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人栃木県環境保全公社（以下「公社」という。）が産業廃棄物の適正な処理に資する民間事業活動等を支援し、もって栃木県の生活環境の保全に寄与するために、栃木県の支援を得て民間事業者等に供給する資金（以下「公共的産業廃棄物処理施設整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たり、その基準を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象事業)

第2条 公共的産業廃棄物処理施設整備資金の貸付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げる施設であつて、その埋立計画容量が概ね100万立方メートル以上のもので県内における新設事業であること。
- (2) 安全性、事業採算性、低収益性等が十分に勘案されて実施されるものであること。
- (3) 原則として県内で生じた産業廃棄物を処理するものであること。
- (4) 対象事業の施設建設工事着手後おおむね3年以内に当該対象事業に係る営業が開始されるものであること。
- (5) 対象事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年法律第137号）、その他関係法令及び栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱に適合しているものであること。

(貸付対象者)

第3条 貸付対象となる民間事業者等は、次の各号の一に該当する県内の法人とする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定により認可を受けて設立された中小企業等協同組合
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された財団又は社団法人
- (3) 地方公共団体の出資により設立された法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条及び第45条の規定に基づき行政庁の認定及び認可を受けた法人

(貸付額)

第4条 対象事業1件当たりの貸付額は、当該対象事業に係る建設事業費（土地購入費を含む。）の2分の1以内とし、10億円を限度とする。

2 貸付け1件当たりの貸付額は、1,000万円未満の端数をつけない。

(貸付利率)

第5条 貸付利率は、市中金利や各種の栃木県制度融資貸付利率等を踏まえ、貸付案件ごとに貸付審査会の意見を聞き、理事会で決定する。

(償還期間)

第6条 貸付金の償還期間は、事業期間等の事業計画を踏まえ、貸付案件ごとに貸付審査会の意見を聞き、理事会で決定する。

(償還方法)

第7条 貸付金の償還方法は、元金均等又は元利均等半年賦償還の方法による。

(債権の保全等)

第8条 公社は貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴する。

2 公社は前項に規定する連帯保証のほか、必要に応じ対象事業に係る物件を担保に徴する。

(貸付の方法)

第9条 貸付けは、証書貸付けの方法による。

(繰上償還)

第10条 公社は、借入者が次の各号の一に該当したときは、当該借入者に対し、償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 第2条に定める対象事業の条件に反したとき。
- (2) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 貸付け対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 破産、和議開始、会社更生手続き開始若しくは会社整理開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- (6) 手形若しくは小切手の支払いが停止されたとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (8) 正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
- (9) 他の債務のための仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき。
- (10) 解散したとき。

2 公社は、保証人が前項第5号、第6号、第8号、第9号又は第10号に定める事由のいずれかに該当したとき若しくは公社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、借入者に対して償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(遅延利息)

第11条 公社は、貸付けを受けた者（以下「借入者」という。）が償還期日までに貸付金を償還せず、又は前条の規定による請求を受けた金額を支払わなかったときは、貸付金の償還期日又は当該請求に係る支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収する。

第3章 貸付手続き等

(借入申請)

第12条 公共的産業廃棄物処理施設整備資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、借入申請書（別記様式第1号）を公社の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 資金計画書（別記様式第3号）
- (3) 事業者概要（別記様式第4号）
- (4) その他公社が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第13条 理事長は前条第1項の借入申請書が提出されたときは、別に定める貸付審査会の意見を聴くとともにその内容を審査し、理事会の決議をもって貸付けを決定する。

(貸付決定の通知)

第14条 理事長は、貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、貸付決定通知書（別記様式第5号）を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知する。

(貸付契約等)

第15条 前条の規定による貸付決定通知書を交付された申請者（以下「貸付決定を受けた者」という。）は、公社と金銭消費貸借契約証書（別記様式第6号）により貸付契約を締結する。

この場合において、第8条第1項に規定する保証人の保証書（別記様式第7号）及び同条第2項に規定する担保の目録を公社に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による金銭消費貸借契約締結の後、貸付対象事業の完了を確認し、一括又は分割して、貸付決定を受けた者名義の銀行口座への振込みの方法により貸付金を交付する。

3 貸付決定を受けた者は、貸付金を受領したときは、遅滞なく、領収書（別記様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

(事業計画等の変更)

第16条 貸付決定を受けた者又は借入者は、貸付対象事業に係る事業計画及び資金計画に変更を生じた場合は理事長に事業計画等変更承認申請書（別記様式第9号）を提出し、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第17条 貸付対象事業が年度を越えて実施される場合にあつては、借入者は当該貸付対象事業が完了するまでの間、各年度ごとに事業進捗状況報告書（別記様式第10号）を作成し、翌年度の4月20日までに公社に提出しなければならない。

(完了報告)

第18条 借入者は、当該貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から起算して三十日以内に事業完了報告書（別記様式第11号）を理事長に提出しなければならない。

第4章 貸付金の管理

(償還状況報告)

第19条 借入者は、貸付対象事業に係るすべての借入金の状況について、毎期決算終了後、速やかに償還状況報告書(別記様式第12号)により、理事長に報告しなければならない。

(関係書類の整備等)

第20条 借入者は、貸付対象事業に係る営業の終了までの間、当該対象事業の管理状況及び事業に要した費用の金銭の出納状況を記録した帳簿並びにこれを証する一切の書類を整備し、理事長が別に指示する期間保存しなければならない。

(貸付金の管理)

第21条 会社は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入者の信用状況等について必要に応じ調査を行い、借入者に報告を行わせることができる。

第5章 処理施設の安全管理等

(会社の指導等)

第22条 会社は、借入者と別途締結する安全対策協定に基づき、貸付対象となった産業廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)の設置及び維持管理に関し、必要な指導と助言を行う。

(処理施設の立入調査)

第23条 借入者は、前条の規定による会社の指導と助言に従うとともに関係法令等を遵守し処理施設の安全性の確保に努めるものとし、必要に応じ会社が実施する当該処理施設の安全管理に係る業務の立入調査に、応じなければならない。

第6章 雑則

(費用の負担)

第24条 整備資金の貸付契約に要する費用、その他当該貸付事業の実施に当たり必要となる一切の経費は、借入者の負担とする。

(実施規定)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、会社が別に定める。

附則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。